

事 務 連 絡
平成 2 9 年 7 月 3 1 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事の前払金の使途拡大及び工事請負契約書の改正について

平成 2 9 年 8 月 1 日より工事請負契約書様式の改正を行います。改正内容については下記のとおりです。

記

1 前払金の使途拡大について

(1) 使途拡大内容

契約書に記載された前払金を充当できる費用について、「現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を追加し、前払金額の 1 0 0 分の 2 5 を上限として充当できることとしました。

(2) 適用対象

平成 2 9 年 8 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに、新たに契約締結する建設工事に係る前払金で、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるもの。

※来年度の扱いについては、国土交通省及び総務省の動向を確認し、検討します。

(3) 既に工事請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日までに既に工事請負契約を締結している工事の前払金について、使途の拡大を希望する場合は、発注者と受注者で協議のうえ、使途拡大する旨の変更契約を締結する必要があります。

2 破産法等に基づき契約が解除された場合の違約金の取り扱いについて

(1) 改正内容

契約解除により発注者が違約金を請求できる要件として、「受注者とその債務の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合」を新たに設け、破産管財人等が行った契約解除はそれに該当するとみなすこととしました。

(2) 適用対象

平成 2 9 年 8 月 1 日以降に締結する契約から適用。